

事務連絡
平成24年12月25日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関等におけるノロウイルスに関する院内感染事案の報告等について

先般、感染性胃腸炎の患者発生の増加を受け、平成24年12月7日付事務連絡「医療機関等におけるノロウイルスの予防啓発について」（厚生労働省医政局指導課）を発出したところですが、院内感染によるノロウイルスの集団感染事例や患者の死亡事案が散見されています。

貴部局におかれましては、「医療機関等における院内感染対策について」（平成23年6月17日付医政指発0617第1号厚生労働省医政局指導課通知）、「医療機関における感染性胃腸炎等の院内感染対策の徹底について」（平成18年12月18日付医政指発第1218001号厚生労働省医政局指導課通知）及び「ノロウイルスに関するQ&A」を参考に、所管の医療機関等に対し、更なる手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

また、医療機関等に対し、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や、院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄保健所に報告し、支援を受けるよう周知をお願い致します。

さらに、都道府県の院内感染対策担当部局におかれましては、感染症対策部局と連携を図りながら対処のほど、お願い致します。なお、医療機関等におけるノロウイルスに関する報道発表等を都道府県又は医療機関が実施する場合は、当課にご連絡をお願い致します。

